

議案第 89 号

関市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

関市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定するものとする。

平成 30 年 12 月 3 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市板取バイクトライアルテーマ館及び関市板取 BMX・MTB コースを廃止
するため、この条例を定めようとする。

関市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

関市公の施設の設置及び管理に関する条例（平成16年関市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、関市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する施設を別表第2のとおり」を削る。

第3条中「及び教育委員会（以下これらを「管理者」という。）」を削る。

第4条第1項中「及び別表第2その1の表」及び「これらを」を削り、「管理者」を「市長」に改め、同条第2項中「管理者」を「市長」に改める。

第5条及び第7条第1項中「管理者」を「市長」に改める。

第10条第1項中「又は別表第2その1の表27の項の施設」及び「これらを」を削る。

第11条及び第13条中「管理者」を「市長」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2 削除

別表第3の19の項から50の項までを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。